

禪僧の文學觀

— 義堂周信の場合 —

禪學研究第五十一號において、禪僧の文學觀を夢想國師に就いて見たのであるが、その際の因縁によつてその弟子義堂周信についてこれを見ようと思う。

五十一號において既に述べた如く、禪は言語同斷、心行處滅のものである。故に禪僧が文學を學ぶのは「俗様を以て習と爲す」⁽¹⁾ものであつて本來の道とするものではないが、「姑く助道の一と爲す」⁽²⁾という意味において認められてゐるものである。聖一國師は

「經論を學びて得たる智をば、見聞覺知と名く、是れは愚痴の凡夫に對する智なり、眞の智にあらざり回光返照して本有の佛性を知見す、是を惠眼と名く、此(の)惠眼を以て見性成佛するなり。」⁽³⁾

横山文綱

と示されている。見聞覺知を廣め、又は究めても禪の理解(體驗として)には何の役にも立つものでは無いといふものである。むしろ禪はそういう知識、知解を投げ捨て去ることを提示するものであり、又そうし得て始めて禪の境地を手に入れることの出来るものとされる。禪僧は自己の發明、開悟を第一の眼目とすることは當然のことである。

二

義堂(法諱周信一三八五—一三六六)の時代に到ると一般(俗子)の人々の立身出世の條件として詩文を學び、俗學(支那學)を勉強したのである。これは義堂の著書の内にも散見せられるのである。

即ち空華集「招三孿子玉詩序」に於て

「余遂告之曰。凡人之宜好者道也。上人苟以好詩而爲道之好也。異日必有以名山鉅刹而招者。豈止於以詩而已哉。」

東山子玉瑩上人に對して、上人は詩を好み詩の才藝に優れているから、他日必ず大利名山に招請されるであろうとこれを賞讃し、上人も又「色喜而行」というからには、そう言つても別に不思議でない社會通念であつたと受け取れる。

又「凡吾徒學詩、則不爲俗子及第等」こと義堂は參學の徒に垂示をしているのであるが、「俗子の及第等の爲にせず」ということは、つまり俗子は及第等の目的の爲に手段として當時詩を學んだことが理解される。こゝうした世情の中で向學心に燃えた若い參學の徒はこの世情に同調して行つたことは事實である。

義堂は「余告曰、今時吾徒、不坐禪、不看經、但馳外學、他日登獅子座、對人天衆、說三箇甚麼、是乃佛法滅盡之相也、可痛哉。」

と言つて、前途ある參學の徒がその最も中心とすべき坐禪、看經を輕視して、唯、外學を事とする傾向を痛惜している。或は又、

「予頃見禪中後生不學之徒、見人就人乞詩贈其友者、沒其名、匿其居、而弗顯。作詩者置

而弗問」

詩を作り、詩情を弄することが流行すると、作詩の素養の無い者は流行遅れにならざるを得ない。そこで以上の様な無作法振りを發揮したと思はれる。これによつて當時の世情が如何なるものであつたかを理解出来ると思ふ。

又或る時、大椿周亭書記が來て義堂に尋ねていふに、
「頻被諸少年督欲講左氏傳如何、余曰、不妨。凡孔孟之書、於吾佛學、乃天教之分齊也。不必修專門、姑爲助道之一耳。」

と答えている。即ち外學を學ぶことは、佛教を學ぶ爲の助道として學ぶものである。本質的には佛教すら捨て去るべきものである。それ故に非法としての外學も當然捨てるべきものである。この立場が解つて居れば外學も又釋書ということにもなり得ると述べている。

又秀嵩侍者の求めに應じて杜詩を講じ、終つて後に義堂は

「今時學詩、者專爲俗樣、而爲習、是則可戒也。假俗文之禮、爲吾眞乘之偈、是則名爲善有者也。」

といふ、詩を學び詩を作ることは好いとしても、それが今日に於ては俗樣化してしまつてゐることを戒めてい

る。俗様の詩形を假り表現するものは、眞の大乗の佛法でなければならぬ、つまり偈頌が俗様の中から出て來なければならぬのである。

或る時竹隱自嚴が待花と賈誼の二つの題詩を義堂は自慢して見せた。

「余戲^レ之曰^ク、詩皆好^シ矣。但此[、]二題^ハ不宜^ニ於吾^ニ釋氏之詠[、]因說[、]今時禪子作^ル偈變[、]爲^ル俗人秀才花鳥詞[、]是可^キ痛惜^ス也。假^リ今作^ル詩[、]當^レ學^ブ禪祖之體^{云々}」

と評している如く、たとい詩作に優れていても俗人同様の花鳥の詞であつては禪僧として嘆げかわしいことである。俗様の詩をかりて偈を作るについては、禪宗祖師方よりの傳する宗旨を度外にしては何ににもならぬことを注意している。

義堂は又「修^シ書^ヲ寄^ス常州月山樞書記[、]蓋^シ是^レ資中^ハ身^ニ爲^ル沙門[、]口^ニ讀^ム儒典[、]教^ニ壞^テ諸佛子之徒[、]令^レ起^ス邪見[、]雖^モ不^レ足^ク論[、]而^モ末世附^ス佛法^之魔也[、]佛法衰微^之漸[、]可^レ不^レ戒^乎。請^フ白^ク大守[、]禁^ミ止^ス禪徒^ニ於資中[、]門^ニ、則^チ佛種不斷之助[、]其[、]一也[」]。

の如く唯に禪僧の學問の心得を説くに停らず、更に積極的に禪僧にして儒典を講ずるものに對し、その講僧の住する所の大守に向つて、講僧の門下生としてこれに學

ぶを禁止する様に運動することを要請している。こゝに義堂の宗旨を律していく熱意を認めねばならぬと思う。

この様な義堂の積極性は、

「余講^ス圓覺經[、]小子兩三輩[、]不^レ臨^テ講筵[、]余痛責^シ而曰^ク、自今誓^シ斷^ス俗書[、]不^レ然[、]余必^ク聚^ス闔院[、]外典[、]於^ニ中庭^ニ而焚^ス之[、]以供^テ天帝[」]。

という事件によく表れている。實際に外典を集めてこれを焼いたか否かは解らぬとしても、俗書に親しむことを禁止して、固くいゝ切つたところは、義堂の諸の文學に對する本質的なものがあると思う。

「圓藏主[、]問^フ續傳燈[、]疑處[、]余因^ニ說[、]今時[、]兄弟惟^ニ俗書^ヲ見學[、]故^ニ於^ニ宗門[、]言句^ニ如^ク魚[、]上^ル木^ニ不^レ得^ニ自在[、]近古[、]尊宿[、]惟^ニ禪機^ニ是^レ參[、]故^ニ有^ル所^ニ警發[、]多^ク矣[」]。

義堂は俗書に親しむことの弊害として指摘することは先づ宗門の言句に暗くなるということであつた。又一面俗書を學ぶ爲に、却つて宗旨にも暗くなつてしまふといふのである。昔の尊宿方は俗書などに眼を取られることなく一途に禪機に參じたのであつたと、この本來の道を忘却してしまつたのでは、禪僧の風上にも置けぬものといふのであらう。

三

以上のような厳しい態度で、俗書に親しみ、俗學を學ぶことを固く取締つて來た義堂であるが、その一面に於て俗様を驅つて形成される禪文學を容認する寛容さを持つていた。即ち、

「和答無得首座見賀」

敢將文字說西來、有口三絨摩不開、
誤呷一盃薑杏了、無端惹得衆人哈」

と頌している。詩の意味は祖師西來意即ち禪の眞意なるものは、文字や言説では説けるものではない。たとえ口を裂かれてもつむつた口は開くものではない。然し一寸とした心得違ひをして一盃の珍酒を口にした爲に、醉興に乗じて心なしに、つい眞意を喋つてしまった。お蔭で人々の笑を受ける破目になつてしまつたというのである。

この詩において義堂は醉興にまぎれ、心ならずも口を開いたという、即ち文字言句を醉興ということにして實は認めているのである。

即ち「然而由吾宗而觀之、不立文字而又不可離文字。用乎無用、文乎無文、而吾用弗盡」

とするのである。

義堂の論理は不立文字は即不離文字ということである。不離文字が即不立文字である。前者は無文を文とすることに、又後者は無用の用として成りたつというものである。

又その文字には韻があるからこれを律にして文字を用いるまでのことであるともいつている。これらは義堂の文學に對する根本的な考へ方であると思はれる。義堂は俗學を厳しく取締ると共に、その反面文字の積極的活用に着目し、無用の用として文字を有意義に活用することは、決して不立文字の原則に逆うものではないといるのである。

或る時義堂は夢窓國師の臨川家訓三等の弟子の遺訓に準じていうに

「吾聞雪下有三等僧也尚矣。曰、上等也擁被坐禪。曰、中等也詠雪題詩。曰、下等也圍爐說食」

中等の僧は雪が降つた際に、その降つた雪を材料として詩を作つて楽しむものであるとしている。師の夢窓が中等の弟子は坐禪兼學とされているのと比較して、作詩という一點に絞られて來ている。このことは全く義堂の立場を明かに示しているものと言える。

これらによつて知られることは義堂は夢窓國師の立場

と異なり、文字即ち文學に陥つて俗學の虜になることを戒める、その反面には文學を積極的に活用して宗旨宣揚の助道としていこうという意図を持つていたことが知られるのである。

口頭説去ニキルハ非ズ眞説ニ 紙上ノ傳來豈密傳ナラシヤ

好在ナリ西窓秋雨ノ夜 青燈白髮對シテ床眠ニ

この詩には義堂の文學に對する結論が出ていると思ふ。口によつて、即ち言葉では宗旨を説きつくすことは出来ない。又一片の紙に墨書された傳書、即ち印可狀すら禪旨を密傳することは出来ぬ。然し後の三、四句によつて「好在なり西窓秋雨の夜、青燈白髮床に對して眠る」と文字の無用の用として、禪旨密傳の極意を餘すところなく露出していることは最も注意せらるべきものと思ふ。

追記、福嶋俊翁教授の御指導を深謝する。

(2)(1)註 空華日用工夫略集、應安三年二月二十三日の條（以下日工集とする）

(3) 聖一國師假各法語

(4) 五山文學全集第二輯三百四十四頁

(5) 日工集、應安二年九月二日の條

(6) 日工集、應安四年十二月十六日の條

- | | | | | | |
|------|---|---|---|------|------------------|
| (17) | 〃 | 〃 | 〃 | (14) | 五山文學全集第二輯二十四頁 |
| (16) | 〃 | 〃 | 〃 | (13) | 日工集、應安五年八月一日の條 |
| (15) | 〃 | 〃 | 〃 | (12) | 日工集、應安四年九月二十八日の條 |
| | | | | (11) | 日工集、永和元年七月八日の條 |
| | | | | (10) | 日工集、應安五年二月十一日の條 |
| | | | | (9) | 日工集、應安二年二月二十三日の條 |
| | | | | (8) | 日工集、應安四年六月六日の條 |
| | | | | (7) | 五山文學全集第二輯三百十二頁 |

九十九頁

三百三頁

三百五十六頁